

★仮想通貨の勧誘トラブル

【相談事例】

大学の友人から儲かる話があるとわれ、ファミリーレストランで会った。「仮想通貨で儲けることができる。そのためには100万円が必要。」と言われ、「お金がない」と断ったが、「消費者金融で借りられる」と、無人契約機まで連れて行かれた。学生だと審査が通らないため、働いていると虚偽の内容で申し込むよう言われ、100万円を借りた後、友人に手渡し、契約書面に署名した。借金してまで契約してしまったが、冷静に考えると儲かるとは思えない。解約し返金して欲しい。



アドバイス

- 簡単に大金が稼げるということはありません。また、お金がないと断っても、「借金すればいい」と言われ、消費者金融等で借金をさせられるケースが少なくありません。断るときははっきり自分の意思を伝え、安易に契約しないようにしましょう。
- 仮想通貨は、取引相場の価格変動リスクがあるため、将来必ず値上がりするというものではありません。価格変動や元本割れのリスクなどが十分理解できなければ契約するのはやめましょう。
- 仮想通貨の勧誘トラブルにあった場合や不審な点があった場合には、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

★痩身エステのトラブル

【相談事例】

10,000円の施術が1,000円で受けられるという広告を見て、店に出向いた。足のマッサージを受けた後、24回コース30万円の痩身エステの契約を勧められた。

高額なため、親に相談したいと言ったが、「今日でないはこの金額では契約できない。成人しているのだから、自分で決断すればいい」と長時間に渡って、勧誘され、クレジットカードでエステ契約をしてしまった。その後、3回施術を受けたが、効果がないので、解約したい。



アドバイス

- 「安いのは今日だけ」などと、十分に検討する機会を与えず急がされるままに契約することは危険です。不必要な契約はきっぱりと断りましょう。
- 期間が1ヶ月、金額が5万円を超えるエステ契約の場合、事業者は契約を締結する前に契約内容の概要を記載した書面(概要書面)を、また契約を締結した後、遅滞なく契約に基づく権利義務の内容を明確にした書面(契約書面)を交付しなければなりません。概要書面で契約内容を十分理解した上で契約し、契約書面を必ず受け取り、大切に保管しましょう。
- 契約書面を受領した日を含めて8日間を経過するまでは、無条件で契約を解除(クーリング・オフ)できます。困ったときは消費生活センターに相談しましょう。

知っておきたい! 契約の基本ルール

- ★契約書がなくとも、口約束だけでも契約は成立します。
- ★契約するか否か、契約の内容をどうするかなど、当事者同士で自由に決めることができます。
- ★契約は守らなければなりません。原則として、一方の都合だけで勝手に解約することはできません。



物価情報

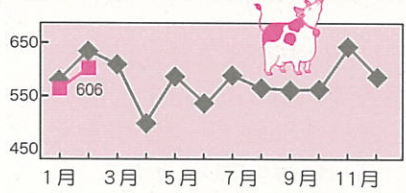
【生活関連物資の2月の価格動向】

◆平成28年 ■平成29年

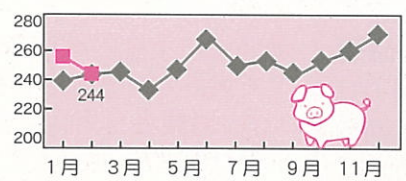
物価に関するお問い合わせは…

☎ **871-0428**

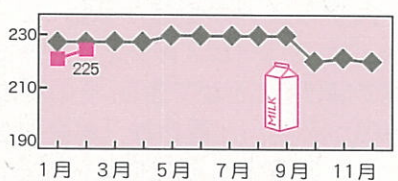
牛肉 (国産・ロース・100g)



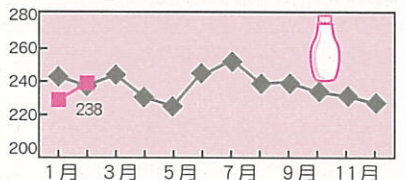
豚肉 (国産・ロース・100g)



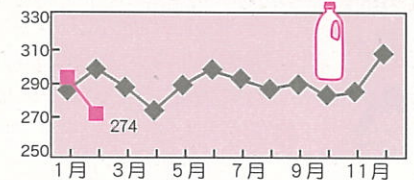
牛乳 (成分無調整・1リットル紙パック入り)



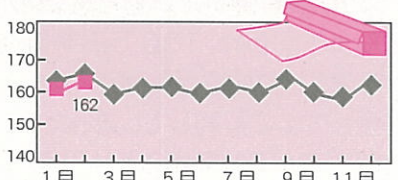
マヨネーズ (ポリ容器入り・450g)



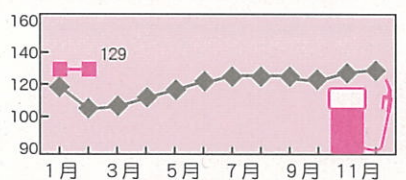
食用油 (なたね油ポリ容器入り・1,000g)



ラップ (ポリ塩化ビニリデン製・30cmX20m)



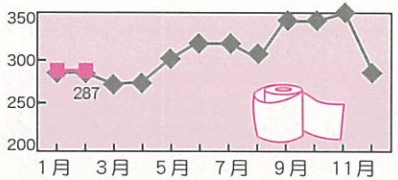
ガソリン (レギュラーガソリン1リットル・現金売り)



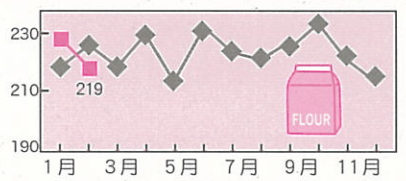
灯油 (18リットル・店頭価格)



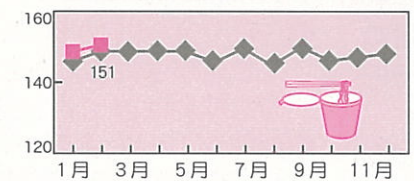
トイレトーパー (12ロール シングル又はダブル・再生紙)



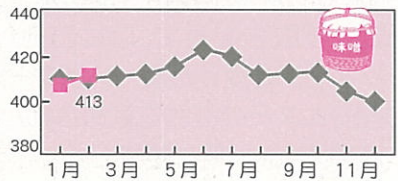
小麦粉 (薄力粉・1kg)



カップ麺 (レギュラーサイズ)



みそ (あわせ味噌・750g)



●結果は平成29年2月に職員が市内の小売店舗で調査したものです。●価格は消費税を含みます。
●特価の価格も含まれますので、あくまで参考程度にしてください。●上記以外にも調査しています。詳しくは、北九州市立消費生活センターのホームページをご覧ください。

相談窓口

北九州市立消費生活センター

☎ **093-861-0999** (戸畑)

北九州市戸畑区汐井町1-6ウェルとばた7階(JR戸畑駅横)

相談受付時間 (月~土 ※休館日/日・祝・年末年始)
8:30~16:45 第3土曜日は8:30~13:00

各区にも相談窓口があります。まずはお電話ください。

- 門司 / ☎ 331-8383 ●若松 / ☎ 761-5511
- 小倉北 / ☎ 582-4500 ●八幡東 / ☎ 671-3370
- 小倉南 / ☎ 951-3610 ●八幡西 / ☎ 641-9782

相談受付時間 8:30~16:45(※休館日/土・日・祝・年末年始)

面談による相談は、相談窓口へお問い合わせください。

消費者ホットライン ☎ **188**(いやや!)

電子メールによる消費生活相談 ①検索サイトで「北九州市」を検索→市政・区政相談(画面左)→市の様々な部署の相談窓口(画面右下)→「2.電子メールによる消費生活相談」→「電子メールによるご相談入口はこちら」をクリック **パソコンのみ**

要予約 消費者トラブル無料法律相談

●弁護士による無料法律相談
……毎週火曜日 14:00~16:00
※第2週は土曜日開催となります。

●司法書士による無料法律相談
……毎週金曜日 14:00~16:00

契約や多重債務その他消費者トラブル全般の相談に法律の専門家が応じます。
(相談時間は1件につき30分間です)
※事前予約が必要です。各相談窓口へ電話または来所して下さい。

※二セ電話詐欺等に関する警察の相談電話

☎ **#9110**(シャープきゅういちいちまる)
(24時間受付)

〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1-6ウェルとばた7階

編集/発行 北九州市立消費生活センター

●北九州市立消費生活センターホームページ

①検索サイトで「北九州市」を検索 ②<らしの情報→安全・安心→消費生活センターをクリック

●お問い合わせ ☎ 093-871-0428 FAX 093-871-7720

No.1609021C 第304号/平成29年3月15日発行